主文

被告人を懲役10月に処する。

未決勾留日数中20日を刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、A, Bらと共謀の上、中国人を日本のホテル従業員として稼働させて利得しようと企て、労働大臣の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、別表(省略)記載のとおり

1 静岡県下田市 a b 番 c 号所在の C 温泉ホテルを経営する株式会社 C 温泉ホテル代表取締役 D に、中国人従業員を雇用するよう勧誘し、同人から求人の申込みを受けた上、同社と中国人 E ほか 3 名との間で雇用契約を結ばせて同人らを本邦に入国させ、平成 1 2 年 4 月 2 0 日、同人らを同ホテルまで案内し、上記 D に対し、同ホテル従業員として引き渡して、その翌日から稼働させ

テル従業員として引き渡して、その翌日から稼働させ 2 北海道利尻郡 d 町 e 字 f g 番地所在の E ホテルを経営する株式会社 F 代表取締役 G に、中国人従業員を雇用するよう勧誘し、同人から求人の申込みを受けた上、同人と中国人 H ほか 5 名と面接をさせて、同社との間で雇用契約を結ばせて同人らを本邦に入国させ、平成 1 2 年 5 月 7 日、北海道千歳市所在の新千歳空港において、上記 G に対し、H らを同ホテル従業員として引き渡して、同月 1 5 日から稼働させ

上記両会社をして、上記Eらの賃金から毎月5万円を差し引き、被告人指定の銀行口座に振込入金させることを約束させ、平成12年5月22日から平成13年5月9日までの間、前後12回にわたり、東京都板橋区h町i番j号所在の株式会社I銀行板橋支店において、同支店に開設した中国J公司日本事務所代表K名義の普通預金口座に、上記Eほか9名の賃金合計1、420万5、350円から、合計340万円を振り込ませてこれを利得し、もって、有料の職業紹介事業を行うとともに、業として他人の就業に介入して利益を得たものである。

(量刑の事情)

本件は、被告人が国内のホテル経営者に中国人を紹介して稼働させた上、その賃金から利益を得、もって、有料の職業紹介事業を行うとともに、業として他人の就業に介入して利益を得た事案である。

被告人は、国内のホテル業界において外国人従業員の需要が多いことを知るや、中国の人材派遣企業関係者と共謀し、新聞広告等により募った求職者に対して、ホテル経営者らと中国に赴いて大がかりな面接会を実施するなどして、10名の中国人女性と雇用契約を結ばせた後、在留資格認定書の取得の代理、来日時の出迎えなどを行って同女らを入国させ、中国企業への管理費名目で合計340万円の利得を得、被告人自身はコンサルタント契約を仮装してその7割を取得しているのであって、巧妙に計画され、かつ大規模に敢行されたものということができ、悪質である。また、利益確保に関する上記工作をみても、関係法律に違反することを認識しつつ金ほしさからあえて犯行に及んだものと認められ、動機に酌むべきものもない。

加えて、被告人は、背任罪により平成2年10月に懲役4年6月に処せられ、平成6年8月に刑の執行を終了したのに、6年足らずで再び利得目的で本件犯行を犯したものであって、規範意識の鈍麻には看過できないものがある。 そうすると、現在は反省の態度を示していること、その他家庭状況等被告人のた

そうすると、現在は反省の態度を示していること、その他家庭状況等被告人のために酌むべき事情を考慮しても、執行猶予を付すべき事案とは解されず、主文のとおり刑を量定した。

(求刑 懲役1年)

平成13年11月13日 東京地方裁判所刑事第16部

裁判官大谷直人